

## 除染等事業を行う事業者の皆様へ

### 「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」について

「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」(以下「除染登録管理制度」という。)は、除染等事業に携わる従事者の被ばく線量などの情報を、公益財団法人放射線影響協会 放射線従事者中央登録センターで一元的に管理することにより、各除染等事業者が従事者一人ひとりの被ばく線量を容易に把握することを可能とするとともに、被ばく記録等を散逸することなく長期間保管する目的で設立された民間の登録管理制度です。

この制度では、除染従事者の放射線管理を確実にするため、登録管理制度参加事業者が登録情報を共同利用しています。

国や地方自治体及び公共法人等が除染特別地域等で行う除染等業務、及び事故由来の廃棄物処分業務を行う元請事業者は、本制度への参加が求められています。

## 1 除染登録管理制度の目的及び対象

### ① 制度の目的

- 1) 関係する元請事業者が、放射線管理手帳制度と相まって、労働者の過去の被ばく線量を必要な時に確認できる制度を構築すること
- 2) 数十年後に健康障害が発生した場合に、過去の被ばく線量の累計、所属事業者等を把握できる制度を構築すること
- 3) 既存の「原子力登録管理制度」及び「放射線管理手帳制度」との連携を図りつつ制度を構築すること

## ② 制度の対象範囲

除染登録管理制度は下記の業務（事業）を行う元請事業者を対象としています。

除染等事業	適用規則	
除染等業務：土壌の除染等の業務、廃棄物収集等業務、特定汚染土壌等取扱業務	除染電離則	第2条第7項
特定線量下業務		第2条第8項
事故由来廃棄物等の処分の業務に関する事業	電離則	第2条第3項

除染登録管理制度においては、表中の業務（事業）を総称して「除染等事業」と言い、除染等事業に従事する作業者を総称して「除染等業務従事者等」と言います。

## ③ 制度の参加区分

除染登録管理制度は下記の事業区分毎に参加項目が異なります。

除染等事業の区分		登録管理制度の参加項目
除染特別地域内	除染等業務 特定線量下業務	①放射線管理手帳の取得 ②定期線量登録（3ヶ月毎） ③経歴照会 ④法定被ばく線量記録及び除染電離健康診断記録※の引渡し（離職時） （注1）
事故由来廃棄物等の処分の業務に関する事業		
除染特別地域外	除染等業務	①法定被ばく線量記録及び除染電離健康診断記録の引渡し（離職時） （注2）

注1：定期線量登録及び記録引渡を行う元請事業者

注2：記録引渡のみを行う元請事業者

※：事故由来廃棄物処分の業務に関する事業を行う場合は、電離健康診断記録

## ④ 制度の発足日及び登録等の開始

- ★平成25年11月15日；制度の発足日
- ★平成25年12月26日；国（環境省）が発注する除染等事業に対する制度の運用開始
- ★平成26年 4月 1日；地方自治体又は環境省以外の国の機関が発注する除染等事業に対する制度の運用開始
- ★平成27年 3月 2日；除染登録管理電算機システムの本格運用開始

## 2 放射線管理手帳の運用

### ① 放射線管理手帳の取得

- 1) 放射線管理手帳を使用する事業
  - 除染等事業（除染特別地域内）
  - 事故由来廃棄物の処分等の業務に関する事業（除染特別地域内及び外）
- 2) 放射線管理手帳の発行申請を行う事業者
  - 元請事業者  
なお、放射線管理業務を独自で実施できる事業者（特定関係請負人）又は、原子力施設の作業で手帳の発行申請の経験がある事業者も発行申請を行うことができます。
- 3) 放射線管理手帳の発行は、「放射線管理手帳発行申請書」を用いて「放射線管理手帳発効機関」に申請を行って下さい。

### ② 放射線管理手帳の管理、記入

- 1) 元請事業者又は特定関係請負人（放射線管理業務を独自で実施できる事業者）が行う事項
  - 自社及びその関係請負人（雇用事業者）の作業者の手帳を保管・管理
  - 自社の作業者及び関係請負人（雇用事業者）への被ばく線量の通知及び手帳への記載
  - 除染電離健康診断又は電離健康診断及び特定健康診断の実施状況の把握、除染・電離健康診断の実施結果の放射線管理手帳への記載



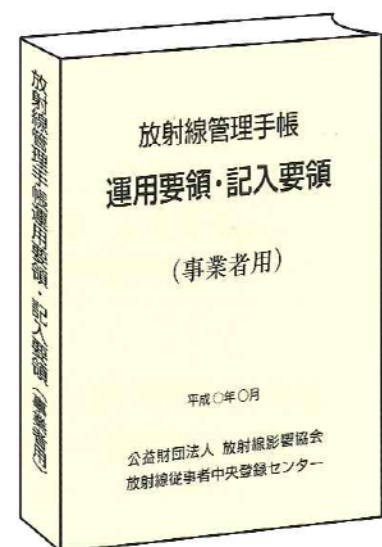
- 自社及びその関係請負人（雇用事業者）の作業者に関して、自ら特別教育を実施するか又は受講済みであることの確認、特別教育の実施結果の放射線管理手帳への記載
- 自社又は関係請負人の作業者が除染等事業の事業場から離職する場合、事業に従事した間の累積線量の手帳への記載、自社の作業者又は関係請負人（雇用事業者）への手帳の速やかな返却

## 2) 関係請負人（雇用事業者）が行う事項

- 元請事業者から通知された被ばく線量の作業者への通知
- 新規に除染等事業に従事する作業者について、除染・電離健康診断及び特定健康診断の実施結果の写しを元請事業者へ提出
- 元請事業者から手帳が返却された際、電離健康診断の結果及び特別教育実施状況が記載されていることを確認し、漏れがある場合は追加記載
- 作業者が離職する際に、当該作業者への手帳の確実な手渡し  
注）放射線管理手帳は本人のものであります。離職する場合は、必要事項を記載して、必ず本人へ手帳を返却してください。

## 3) 作業者本人が行う事項

- 離職時には、必ず放射線管理手帳を所属会社から受け取り、工事期間中の被ばく線量、除染・電離健康診断記録、特別教育記録が記入されていることを確認
- 新たな雇用先で、原子力施設あるいは除染等事業の事業場で放射線作業を行う場合は、放射線管理手帳を提示



㈱通商産業研究社発行

### 3 除染登録管理制度における登録及び記録引渡

登録の名称	内 容
事業場登録	元請事業者は、除染等事業のために設置した事業場の名称、連絡先、責任者名等の基本的な情報及び事業場が管轄する工事の工事件名、発注者等の情報を中央登録センターへ所定の手続き <sup>※1</sup> で提供する。 中央登録センターは、除染登録管理システム <sup>※2</sup> へ情報の登録を行う。
定期線量登録	元請事業者は、四半期毎に除染等業務従事者等の個人識別情報（氏名、中央登録番号等）、作業開始・終了年月日及び被ばく線量を、報告対象四半期の末日の3ヶ月後までに中央登録センターへ提供する。中央登録センターは、除染登録管理システム <sup>※2</sup> へ登録を行う。
記録引渡 <sup>※3</sup>	元請事業者は、除染等業務従事者等に関して、除染等事業の工期の終了から原則として3ヶ月以内に、法令に基づく「被ばく線量記録」、及び「除染電離健康診断記録」又は「電離健康診断記録」を中央登録センターに引渡す <sup>※4</sup> 。中央登録センターは、引渡された記録をマイクロフィルム化して長期間保管する。
経歴照会	元請事業者は、除染等業務従事者等に関して中央登録センターに登録された個人識別情報、線量情報に関する経歴を照会する（経歴照会）ことができる。 <sup>※1</sup>

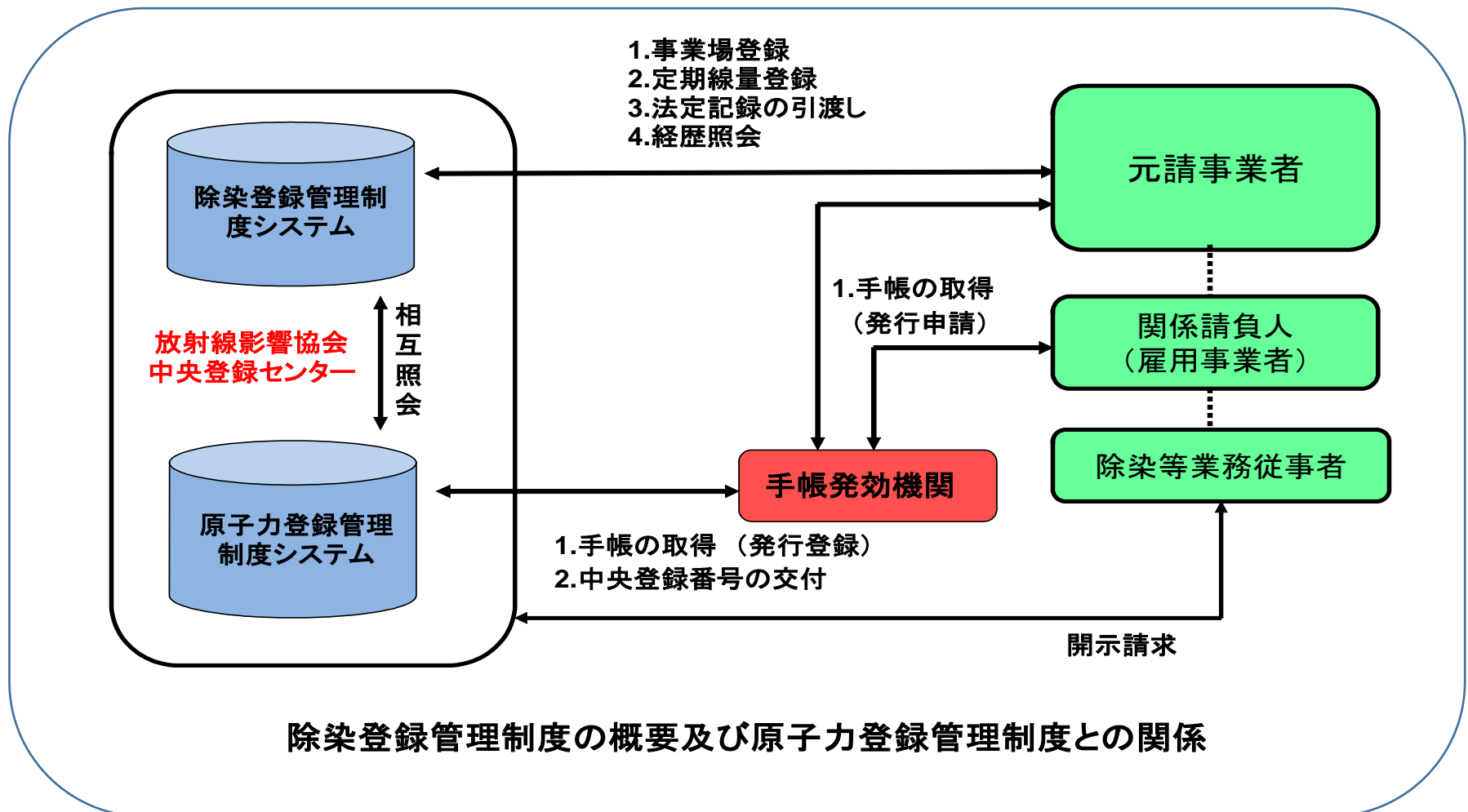
※1：定期線量登録及び記録引渡を行う元請事業者は事業場に設置する電算機端末から行い、記録引渡のみを行う元請事業者は書面で行う。

※2：除染登録管理システムとは、除染登録管理制度で運用する被ばく線量等登録管理のための電算機システムを言う。

※3：記録の引渡しについては、法令上の引渡し義務者である関係請負人（雇用事業者）が元請事業者を通じて記録を引渡すことを了解する書面を元請事業者に提出することが必要。

※4：1年を超える長期に亘る工期の工事では、離職者の記録を年度毎にまとめて引渡しを行うことができます。

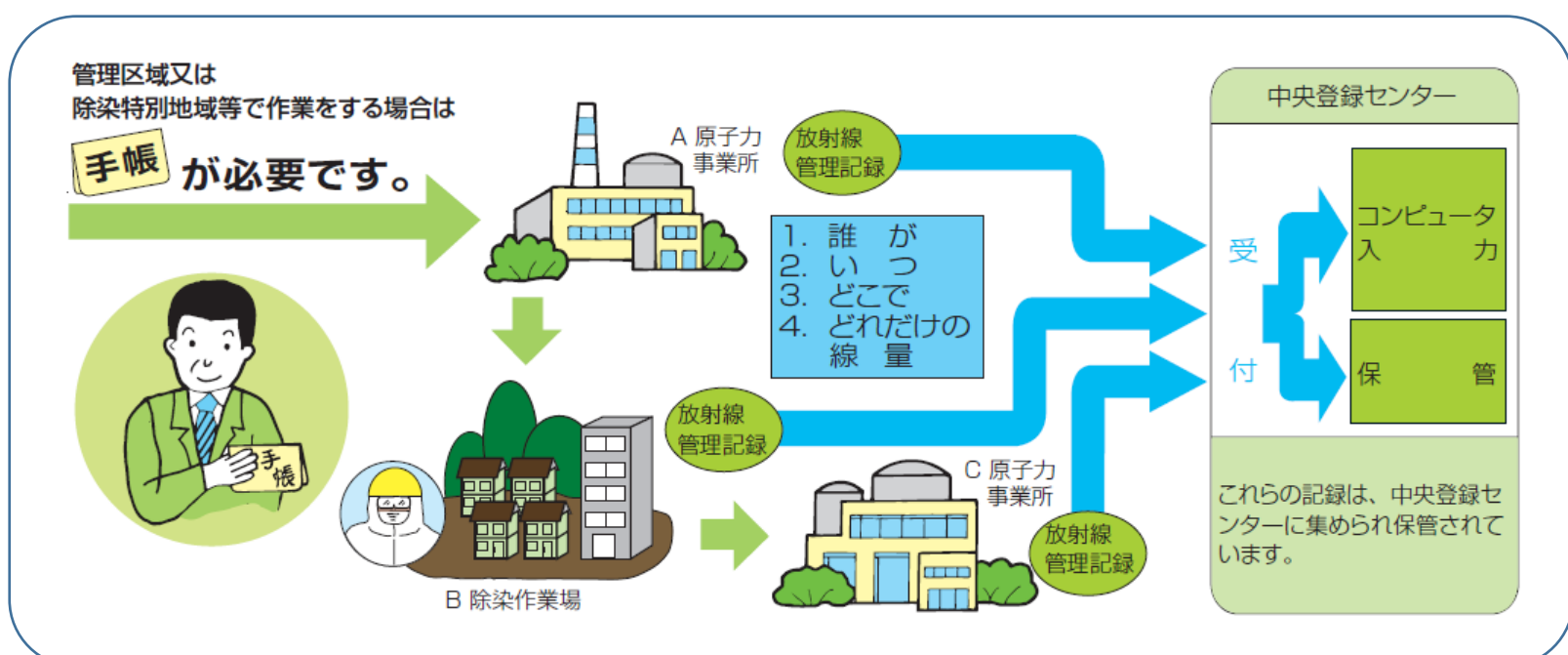
## 4 除染登録管理制度の概要及び原子力登録管理制度との関係



注1) 除染等事業に携わる作業者の被ばく線量等の情報を除染登録管理制度及び原子力登録管理制度の参加事業者が相互に確認できることとします。

注2) 関係請負人については、自社の労働者に係る記録についてのみ照会が可能となります。

注3) 登録及び引渡記録の本人は、中央登録センターに請求することにより、本人の記録を開示することができます。





## 5 制度の運用

### ① 負担金の支払い

負担金は、それぞれの年度の登録管理制度事業に応じた料金を設定しております。

#### 1) 定期線量登録及び記録引渡を行う元請事業者

定期線量登録と法定記録の引渡を共に行う除染等事業者については、定期線量登録（四半期）毎に、前回の定期線量登録以降に新規に登録した人数に対する負担金を、**工事毎の年度額\***として支払います。（注：初回は全て対象となります。）

平成25年度	： 年額3,000円/人
平成26年度	： 年額4,500円/人
平成27年度	： 年額2,500円/人
平成28年度	： 年額1,500円/人
平成29年度	： 年額2,000円/人

\* 工事が年度をまたがる場合は、年度が変わった最初の定期線量登録時に次年度の負担金（年額）の請求及び支払いを行う。

#### 2) 記録の引渡のみを行う元請事業者

工事終了後に、引渡した法定記録の人数に対する負担金（**工事毎**）を支払います。

平成27年度まで	： 2,000円/人
平成28年度	： 1,200円/人
平成29年度	： 1,500円/人*

\* 平成29年度以降に完了する若しくは継続している工事

但し、平成30年度以降の負担金については、今後の登録及び収支の状況により必要があれば、制度に参加する事業者によって構成される協議会（以下「制度参加者協議会」という。）に諮り適宜見直しを行います。

注1) 負担金の支払いに当たっては、放射線影響協会から請求書及び領収書の発行を行います。

注2) 定期線量登録及び記録引渡に関わる負担金の支払いから領収書発行までの手続きが工事の完了検査日までに完結しない場合は、対象となる除染等業務従事者等の個人識別情報を含めた人数にて負担金の請求書、支払に基づく領収書の発行を行います。この場合、元請事業者は除染等業務従事者等の被ばく線量が確定後、速やかに定期線量の登録及び記録引渡を行うこととします。

### 3) 制度発足前に完了した工事の特例

制度発足前に工事が完了した除染事業に係る定期線量登録及び記録の引渡しについては、負担金を徴収いたしません。詳しくは電話又はメールでご相談ください。

## ② 端末機の利用

定期線量登録及び記録の引渡しを行う元請事業者は、事業場に設置した端末機を使って、除染登録管理システムへの定期線量等の登録及び登録された従事者の経歴照会ができます。

## ③ 制度参加者協議会

制度の確実な運用と円滑推進を図るため、定期線量登録及び記録引渡しを行う元請事業者を対象とした制度参加者協議会を定期的（年2回程）に開催しています。負担金などの制度遂行上の重要な事項について協議を行う他、制度運用に係る意見交換を行います。

## ④ 国及び地方自治体以外が実施する除染等事業の参加

事業者が発注者となる除染等事業、及び自社施設等を自社員のみで実施する除染等事業に関する制度への参加にも適用します。（放射線影響協会ホームページに詳細を掲載しています。）

除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度については、「**除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度に関するQ&A集**」（放射線影響協会のホームページに掲載）も参考にしてください。

### 問い合わせ先

〒101-0044

東京都千代田区鍛冶町1丁目9番16号 丸石第2ビル5階



公益財団法人 放射線影響協会  
放射線従事者中央登録センター

電話番号：03-5295-1558

FAX番号：03-3254-8744

e-mail：jyosen@rea.or.jp

ホームページ <http://www.rea.or.jp/>

作成：平成26年3月20日（25登総第182号）  
4次改正：平成29年3月8日（28登総第1824号）